

第3回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年10月28日(火)午前9時55分~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎
佐々木 裕子
長谷川 珠子

労働者代表委員 坂手健一郎
藤野博章
村上達哉

使用者代表委員 産賀伸一
錦織勝輝
光畑知樹

事務局 賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
監督監察官 諏訪雅浩
労災補償監察官 木村弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第3回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴の申し込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、労働基準部長につきましては大変申し訳ございませんが、遅れての出席を予定しております。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

長谷川部会長

皆さま、おはようございます。

本日は前回に続いて2回目の金額審議を行います。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんばりのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに岡山局の他産業の状況と他局の状況について、伝達事項がありましたら、事務局からお願ひします。

黒田室長

それでは、他部会及び他局の審議状況について、ご報告いたします。

局内の他部会につきましては、まだ結審した部会はございません。

他局の審議状況につきましては、前回お伝えした局以外で新たに結審した局についてご報告いたします。

秋田局 プラス74円、改定額1,032円、

山形局 プラス59円、改定額1,055円、

栃木局 プラス49円、改定額1,105円、

千葉局 プラス64円、改定額1,169円、

広島局 プラス65円、改定額1,110円、

徳島局 プラス67円、改定額1,105円、

香川局 プラス60円、改定額1,090円、

なお、発効日につきましては、すべて指定日発効となっており

ます。

ここで発効日について、合わせてご説明させていただきます。

岡山県では、これまで効力発生日について、全て法定発効としておりましたが、指定日発効という方法についても、ここで説明させていただきます。効力発生日については、2つの方法があります。

一つは法定発効、二つ目は特定の日を指定する方法です。

まず法定発効について説明いたします。

法定発効とは、官報公示日の翌日から起算し30日経過後に効力が発生するというものです。例えば、本日答申を受けたとして異議の申出がない場合を想定しますと、原則最短で令和7年12月27日（土）から適用となります。

次に二つ目の指定日発効についてご説明します。これは官報公示の際、法定発効日より先の日付を指定して官報に公示するものです。改定日を月の中途とせず、月初め等わかりやすい日とする場合が考えられます。

いずれの方法につきましても、この専門部会の合意により確定させることとなります。

長谷川部会長

今、事務局からご説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

(特になし)

長谷川部会長

今、ご説明のありました法定発効にするか、指定日発効にするかについても、この専門部会で結論を出したいと思いますので、金額審議に合わせて効力発生日の審議もお願いしたいと思います。

それでは審議に入ります。

前回の審議におきまして、労側からは、企業内最賃協定額の増加率は8.4%であり、電機の最賃額1,025円にこれを乗じると87円となるが、労働協約の最低額を超えて引上げができないことを踏まえて+82円の提示がありました。

次に使側からは、岡山県経営者協会の岡山県製造業の賃上率5.1%を踏まえ、特賃の1,025円に5.1%を乗じた+52円の提示があつたところです。

本日は、公労・公使の二者協議を初めに行いまして、まず労側からご意見をお聞きした後、使側のご意見を伺いたいと思います。事前に打合せの時間をお取した方がよろしいでしょうか。

- 労働者側委員 はい。
- 長谷川部会長 何分くらいお取しましょうか。
- 労働者側委員 10 分程度お願いします。
- 長谷川部会長 10 分程度で大丈夫ですか。それでは 10 時 10 分くらいになりましたらこちらにお戻りください。それぞれ別室で協議していただきますので、控室の方に移動をお願いします。
- 黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。
- (各側、公益委員と個別協議実施)
- 長谷川部会長 では、これより公労使の全体会議を再開いたします。
先ほど労使それぞれから金額提示がありました。金額とその理由について簡単に説明しておきたいと思います。
まず労側ですが、金額は 72 円です。前回から 10 円の歩み寄りということでした。その理由としては、県外の電機産業の賃金額ですとか、県内の産別の賃金額をみながら決めていきたいというなかで、特に中四国のなかで、岡山県の電機産業の特賃が低い状況にあるということ。具体的な説明としては、電機産業に携わる労働者数は広島に次いで二番目、生産額は広島、徳島に次いで三番目にあるにも関わらず、特賃の金額は六番目ということで低い状況にあるということ。さらに他県、広島と香川などは 60 円台で結審されていることを踏まえると、岡山県が置かれている状況をもっと上げていきたいということがあるが、労使のイニシアティブで決めていく、労使一致で決めたいということから、最大限歩み寄って 72 円というお話をしました。
一方使側については 59 円引き上げて、前回からは 7 円の歩み寄りということです。使側も同様に岡山県内の他産別ですとか、他県の電機産業の特賃の金額との比較が重要と考えているけれども、岡山県の他産別の賃金額はまだ決定していないということですとか、電機産業における未満率を考えると 60 円台の引上げを提示するのは難しい、出しづらいということから 59 円という金額の提示がありました。
発効日については、労側が法定発効で進めたいということでしたが、使側については検討中で、金額がいくらになるかということを踏まえて決めていきたいということだったと思います。

それぞれ労使にご意見をお聞きして具体的な金額を提示していただきましたが、まだ少し労使の意見に隔たりがあるようです。今後の審議の進め方について委員の皆さん、何かご意見、お考えがありますか。

使用者側委員

出来れば、今日はぎりぎりのところまで出させてもらったので、次回は一週間後でしたか。一週間考えさせていただきたいというのが我々の考えです。

長谷川部会長

今日の段階で二者協議とかいかがでしょう

使用者側委員

今日の段階ではちょっと。

労働者側委員

労側も同じ考え方で、時間をいただけるなら最終の4回目がございますので、その場を使わせていただきたいということです。

長谷川部会長

では、双方がそういうご意見であれば、ぜひそうしていただいて、県内の他産業も少しずつ決まっていくでしょうし、それを踏まえて金額をご検討いただければと思います。

それでは次回に持ち越しということで、それぞれ持ち帰って検討いただけるということですので、今日は金額審議を終わります。事務局から何かありますか。

黒田室長

特にございません。

長谷川部会長

それでは、本日はこれを持ちまして、第3回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。次回は11月5日水曜日、午前10時からとなります。それまで一週間ぜひご検討いただければと思います。

本日は大変御苦労様でした。